里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）案

資料８

制度概要

＜目的＞

子供の最善の利益を守るため、里親や児童相談所から意見を聴く仕組みを構築する。

＜事業概要＞

1　電話による相談受理
2　専門相談員による聴き取り（里親、児童相談所、児童）
3　聴き取り内容の報告、調整方針の決定
4　里親・児童相談所との調整
5　児童福祉審議会での審議

※「調整」とは、申し出内容の適・不適等の判断を伴うものではなく、当事者の合意点を見出す趣旨

業務フロー

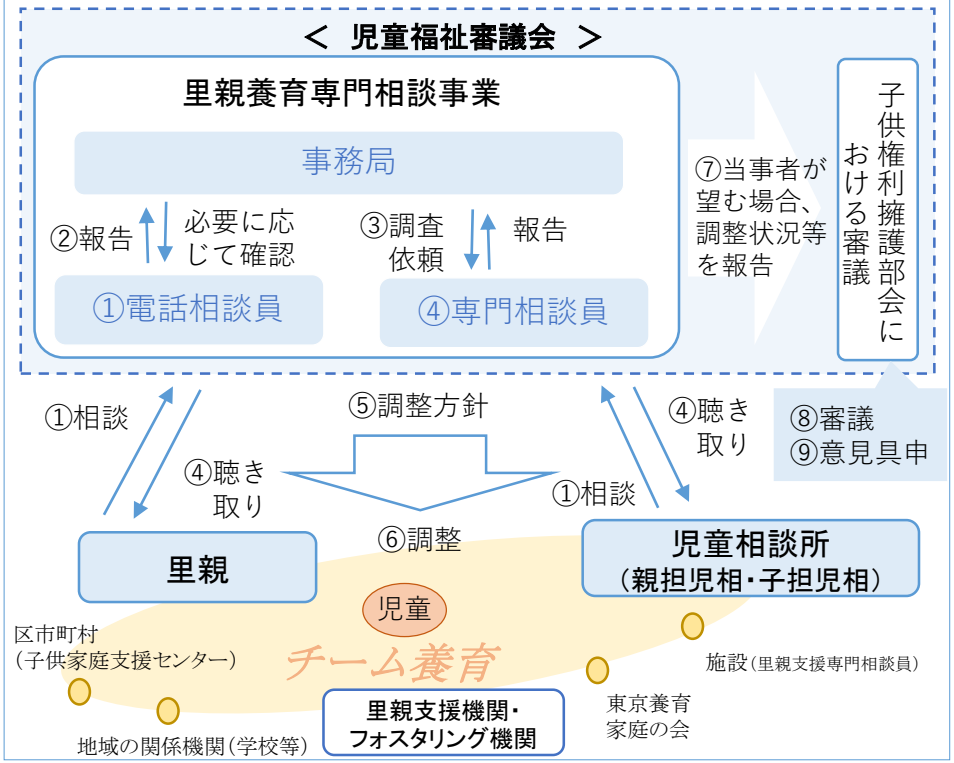

制度の骨格

＜前提＞

児童相談所の措置権を拘束するものではないが、児童福祉法の理念に則り、里親と児相の意見の調整に努めるものとする。

＜相談体制＞

電話相談員	電話による申し出の受付、制度趣旨の説明等
専門相談員	・聴き取り調査を実施 ・合議により調整方針決定の上、調整
事務局	当該仕組みに係る事務処理

＜対象案件＞

チーム養育の中で調整ができなかった案件で、里親や児童相談所が第三者の関与のもと、子供の利益のために、今後の養育のあり方を検討したいと考えるケース

＜申し出者＞

里親及び児童相談所

※意見の聴き取りについては、原則として委託児童も対象とする。

＜申し出の時期＞

原則として児童の受託中に相談することとし、措置解除後については、解除後半年間までを本仕組みの対象とする。

※措置解除等に関することは、措置解除等の前に本仕組みを活用することが効果的

＜児福審との関係＞

児福審子供権利擁護部会の相談窓口として位置づけ、児相長に対し、意見具申を行う。
なお、里親に対しては、意見具申の内容を伝達する。

厚生労働省通知
（一部改変）

児童福祉審議会を活用した子供権利擁護対応ガイドライン
～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～　概要

参考資料

1 子ども権利擁護部会の設置（第2章）

■児福審に「子どもの権利擁護部会」（仮称）の設置

○委員選定：
子どもの権利擁護はじめ児童福祉全般に精通した者（学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者）

○委員の職務・機能：
子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議

○子ども権利擁護調査員（仮称）の配置：
調査権限、委員からの業務の監督指示等

○事務局：部会の庶務

※独立性、第三者性の担保

2 子ども意見表明支援員の配置（第3章）

■子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」（通称：子どもアドボケイト）の配置

○役割：
施設等を巡回、啓発、意見聴取、子どもの意見表明の支援、子どもの意見の代弁等

○配置の方法（法人・個人）：
独立性確保のため外部委託を基本

○支援員への研修

○守秘性

※子どもの権利擁護調査委員とは併任しない

児福審への子どもの意見表明及び関係機関の申立・申出の進め方（第4章）等

3 ■子どもによる意見表明の進め方

○権利擁護の対象：児童相談所の支援に関わる全ての子ども（支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む）

○前提条件：子どもの意見表明権についての啓発、地方自治体の理解、体制整備等

○意見表明の受付窓口の整備・周知、障害児等への合理的配慮

○子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ

○児福審が審議する範囲：措置等への不服、入所中や一時保護中の不満・問題、在宅指導中の支援への不満・問題

○受付からの流れ：受付、事前調査、部会の準備・審議・意見具申、対応の確認、報告等

4 ■関係機関が児福審へ申立・申出する場合の進め方

（P3右図参照）

○申立・申出の範囲：特定の児童の措置等への不服（措置等がされなかった場合等を含む）

○関係機関の例：学校関係者、医療機関、要対協構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族等

○進め方：関係機関による申立・申出、事実関係の調査、部会の開催、意見具申、対応の確認、報告等

■モニタリング、活動評価

○活動報告書の作成と公表、事業評価